

【問題前期第 6 問】

小問(1).

X とその仲間である Y は、X が Y に自動車事故を装って軽度の傷害を与え、保険金を騙取する計画を立てた。

そこで X は車を運転して信号のある交差点にさしかかった際、信号待ちのために一時停車していた無関係な第三者である Z 運転の車に、過失による自動車事故を装って故意に自車を衝突させ、Z の車をその前に停車していた Y 運転の車に追突させた。この衝突事故により、Z および Y の両者は入院加療を要しない程度の打撲傷を負った。その後 Y は、自身の傷害が軽微で長期間加療の必要がないにも関わらずこれが必要であるかのように装って長期間の入院加療を受け、保険金を騙取した。本件での X の罪責はどうなるか。

小問(2).

ある日、C 大学に通う甲・乙は、甲・乙・丙三人での飲み会帰りに訪れた丙宅にて、丙宅にあった安全ピンを用いて、「丙、そういえばお前ピアス開けたいってずっと言ってたよな？折角だし今ここでやろうぜ。」などと言いながら、丙の耳にピアス穴を開けることを提案した。すると丙は甲・乙にピアス穴を開けてもらうことを快諾した。そして甲・乙はその場で比較的危険のない開け方については調べたものの、消毒等はすることなく、そのまま丙のピアス穴を開けた。

しかし直後に丙は、ピアス穴を開ける際の精神的なショックにより血管迷走神経反射性失神(持病ではない)を起こして昏倒し、近くにあった筆筒の角に後頭部を強打した結果、急性硬膜化血腫により死亡した。

なおピアス穴を開けることを快諾した丙は当時、ある程度酔ってはいたが、通常の同意能力を有していた。またこの際、甲・乙は酒に酔った丙を見て面白がり、悪ふざけの一環として丙にピアス穴を開けることを提案していた。本件での甲の罪責はどうなるか。

小問(1)についてのみ検討せよ。

参考判例 最高裁昭和 55 年 11 月 13 日第二小法廷決定